

（助役・篠崎俊夫）自席でお話しをいただきまして、議案が八ヶ岳寄附金額についての説明を行ないます）

オ一小學校のPTA会長さんから本業記載の品々価格といたしまして、大々千五円相当のものを町に寄附したいとの申し出がありまして、有難くちょうだいいただきまして、オ一小學校の校用備品として長く使用いただきたく存じます。御可決あらんことをお願い申し上げます）

尚この外田村都議から、価格定万円相当の大太鼓をやはりオ一小學校の校用備品として別に御寄贈を受けておりますので、この機会に御報告申し上げておきます）

（議長・石川信義）これより質疑を行ないます）

（大庭田村祐二）このような小學校の寄附に必ずしも一般の寄附でありますか、何れいかなような至過をたどりまして、いそ／＼な関係にあることではないかと、町が寄附を受けるとは非常に寄附者の

努力がわかるわけですが、それらに対して町が表彰規定等に該当する金額については、毎年の恒例の行事の中にも、そういう形で表彰いたしまして、寄附者の礼を尽くしておるわけであり、まず、その他についての多少の寄附について、それに対してのお答として、感謝状を上げること、そういうことをえらうということ、ことを意として寄附するので、はなからうかと思いますが、こういうような褒め取り扱いをどのようにに理事者はお考えになるかどうか、御質問いたします）

（助役・篠崎俊夫）お答申し上げます）

表彰審査委員会を開いた時に、え、そういう御意見が出ましたか、結論を申し上げますと、表彰条例に該当するものは表彰すべきであるとし、かし、尚条例によらないで、事実上の田村議員の申された町長の感謝状の贈呈等は、逐次条例によらないで、やつたらよいのではないかと、こういう御結論をいただき、ておりますので、

今後は表彰条例によるものは厳選することにしたしましてそれ以外のはできるだけ感謝状を町長から感謝状を贈呈いたしまして感謝の意を表するということにいたしましたと思ひます

一（着）町長（関連の質問になりました）小さいことではありますが担当の厚生課長から回答願ひしたいと思います。昨今生活の貧困によります、小額ではありますが寄付をされます篤志家があるやに聞いておりますが現に私が知つてゐる者も毎年そういうのをやるのと勘定日に計画をいたしてあるのであります。が寄付をいたしまして金額にいたしまして受領は確定にいたしてあるのであります。がその町としてなんら礼状その他がいつておらんというので本人が何か軽率に取り扱われたというふうな考えからそういうふうな自分の継続的な計画を取り止めたというふうな事例を私は知つておるのであります。が今までに生活貧困者に対して厚生課の窓口で受けたような

金額についての取り扱いは礼状にいたしまして金額の行事にいたする報告の内容についてえどのように取り扱つておるか民生課長の方よりお答え願ひしたいと思います

一（民生課長）古右徳男）十八番議員さんの御質問にお答えいたします

民生課の窓口に着りまして寄付を持つてきてくれた方が八町内の方であります。がその方には町長名で礼状を出してあります。その他献金家の方から献金を通じまして氏名は不明の方があります。しかしこれはお礼状の発し方なないのですがその他決して警察を通じて窮困者宛に送つて下さいという方があります。が名前がわかつておれば町の方で礼状を発してあるつもりであります。

その他毎年やつておつてお礼状を失さないものでやめたというふうなことは私の方では聞いておりませんが現在までは人がわかつておる場合には全部礼状を出してあるつもりです。が若干そ

ういう不明の点もあつたかもしれませんから以上であります。

「十八番 田村 施二 理事者に希望しておきますが大衆社会が混乱して
ある時期から生れてまいつたのであります。が非常に精神的
な面は退廃しておるというのが現在の日本の又地方の状態
かと思ひます。人その中に例えは少額であらうとこれを自分
の気持といへども貧困者に分けるというような奉仕の念とい
うのは非常にありがたので表勅条例の審査委員会等でお取
りになりまして線を日々の行政上の取り扱いについて、且具体的
にいたしましてそのつど例えは匿名の方には出来るだけさかして
えその人に礼を尽してお礼を申しあげるといふことを取り扱ひ
の上に厳確にいたさなければならぬことを希望しておきます。」

「議長 石川信義」これにて質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については討論を省略して直ちに採決いた
したと思ひます。が御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

「議長 石川信義」御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。ハ議案ガハケ号は原案を通
り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

「議長 石川信義」御異議なしと認めます。

よつて議案ガハケ号は原案を通り可決いたしました。

「議長 石川信義」日程ガハケ契約締結同意方について（議案ガハケ号）を議題
に供します。事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

「事務局長 野田 啓三 朗 読」

「議長 石川信義」理事者から提案理由の説明を求めます。

「助役 川瀬 金吉」議案ガハケ号の契約締結同意方につきまして御説明申し
上げたいと思ひます。

去る七月十五日に議会におきましてこれに關しまして事業決定を
いたし長わけでございしますがその後関係官庁との打合わせを
済ましてここに工事を施工しようという段階になつたわけです
当時七月に詳細な個所を添削明申し上げたのですが更に申
し上げて見たらと思ひます

名稱といひましては熊川下の川護岸工事ですがこれはわか
りやすく申し上げますと下の取水路でありますが幸樂園の
下の取水路であります個所といひましては五畝から上に総延
長三百米程あります、それをいひましては今回工事を行な
うわけでございしますがこれは都河川課の主管になりまして
総額三百万円でございましてそのうち都の補助が大割補助に
なりますから二百四十万円、つまり町の方が百六十万円というよう
になるわけであります、

工事方法としましては柵渠といひ、いわゆる水田から中福生の

下の取水路をつなぎましたような柵渠溝にしたいと思ひます
片側一八六米というのは五畝の方から申しましてこの間が
石積になつておりますので片側だけやるのです

上にいひまして一八六米といふのが両方の側をやるわけ
です、尚石積工が一八六、〇平方メートルでございしますが柵渠と
田圃とのみさかえでございします、つまり柵渠が外に耕作用の
道路が出来るわけですがそれが崩れないうちに石積をする
とこれが二八六、〇平方メートルの五日に入札をいたしまして大社
をえちまして入札を行なつたわけでございしますが契約金額
が五拾万円、小林建設株式会社に落札したわけであります、
二期としましては十二月一杯をえつて二期としたいと考へており
ます

以上簡單でありますがこのれに対する同意方をお願いしたいとか
ように思つております

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします

一議長(石川信義) お諮りいたします

本件について討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いますか
がこれに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないのと認めますよつてこれより採決いたします

議案ガケ七号は原案通り決するに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

よつて議案ガケ七号は原案通り可決いたしました

一議長(石川信義) お諮りいたします

次の日程の寄附受領についてを議題に供する前に議事の都合上これから御審議をいたさん追加予算の関係もありますのでこの際議事日程を変更し日程ガ十四町道百九十三号線の一部舗装方依頼の請願書(請願ガ七号)を審議いたしたいと思いますかこれに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

日程ガ十四を先に行ないます日程ガ十四町道一九三号線の一部舗装方依頼につつての請願書(請願ガ七号)を議題に供します本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告をお願いいたします

一七番山下三 御指名によりまして審査報告をいたします

審査報告ガ十三号請願審査報告書であります

件名町道一九三号線の部舗装方依頼についての請願書であります。

委員付託月日照和三十一年九月九日付福生町議会臨時会において建設委員会に付託 委員会開会月日は昭和三十一年九月十七日午前十時本委員会に付託された右請願については慎重審査の結果左記意見を付し採決の上執行機関に送付すべきのと決定した

意見として本請願の趣旨に添い早急に舗装工事を施行することが適当であるという意見を付けまして執行機関に送付したわけであります。 血數くお願いたします。

一議長(石川信義)これより委員長報告による質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については討論を省略して直ちに採決したうと思ひますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)御異議ないのと認めます。

よつてこれより採決いたします。

請願者等々は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)御異議ないのと認めます。

よつて請願者等々は委員長報告通り可決いたしました。

一議長(石川信義)日程が九番附受領について(議案第九号)を議題に

供します。事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田信三) 朗 読

一議長(石川信義)理事者から提案理由の説明を求めます。

一町長(瀬古清蔵)議案第九号の寄附受領についての御説明を申し上げ



ます。ただ今御決定をいただきまして、清瀬及びその町長道一、三
号線でございますが、これは松の湯の前ですが、ここは豪雨の場
合、水がたまりまして、横行が困難のような状態を示してある
のであります。

すでに数年前から地元から、測溝だけえつけてもらうという
いうお話があつたのであります。が、なかなか、――そこで手
がまわらないのが現状でございます。今回三十万円、地元の力
々が相協力しまして、すでに金を解けております。

従いまして、先般の建設委員会で慎重に御審議をいただき、た
のであります。この寄附を受領いただきまして、大体総工費が四十
三万円、かかる設計に相なつております。

地元の要望に答へまして、工事をしていただき、というように考
えておる次第であります。従いまして、本寄附を御承認いた
さないと、思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義) お諮りのいたします。

本件については、討論を省略した。ただちに採決いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義) 御異議ないと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案第六号は、東京通
り

決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第六号は、東京通り可決いたしました。

議長(石川信義) 日程第十一、防衛支出金、国庫道路事業、舗装新設工事、に

つて（議案第八九号）を議題に供します。事務局長をして議案の朗読をいさせます。

事務局長（町田啓三） 朗 読

（議長（石川信義） 理事者より提案理由の説明を求めます）

（助役（川窪金吉） 議案第八九号の橋支出名関係道路事業舗装新設工事についての説明を申し上げたいと思ひます）

協議会等におきまして申し上げてまいりましたのでありますが、ここで国庫補助の結果を見ただけであります。町といひましてこれをするかという決議をいふだけならいけないういう事業設定を御提案申し上げたいのであります。

前に申し上げたのであります。が補助道五号線、矢野河決議の長大きました水道の線であります。熊野橋から基地に至る間でございす。がその間、ここを舗装しようという箇所は、青梅線から基地までの間、六、八米であります。

内員は側溝とし型をとりますと七米の舗装と相なるのでございす。八、七米二というところがあります。これは既に側溝ができていふところがあります。従ひましてその側溝が八、七米ちよつとありますので、ここに七米二の舗装をするのであります。

その舗装面積が四千七百四十六、五坪あるわけのでございまして、側溝の延長が五、二、八米、し型側溝が四、九、〇米、なうになつております。

ただ今設計いたしまして、建設省の方へまわして、今審査を受けております。又都の審査を願つております。更に建設省の案をいふたいておるわけであります。

宜敷くお願いいたします。

議長（石川信義） これより質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については討論を省略し直ちに採決

い長し長いと思ひますがこれに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

よつてこれより採決いたします。一議案第九十九号は原案通り決するに御異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

よつて議案第九十九号は原案通り可決いたしました

一議長(石川信義) 日程第十一 昭和三十六年度福生町歳入歳出追加更正

予算案(十二回)(議案第九十九号)を議題に供します

事務局として議案の朗読をいたさせます

一事務局長(西田啓三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者からの提案理由の説明を求めます

一助役(藤崎俊夫) 議案第九十九号の昭和三十六年度福生町歳入歳出追加更正

算案十二回について御説明申し上げます

今回の予算案は去る六月二十日に本年度十二回目の補正予算案を御議決いただきました。以来現状とい長しましては本年度の税収入であるとか競輪交付金特別交付金特別交付税あるのは職員ベースアップに関連いたします収入は現段階下は確たる見通しは得られな段階にあるわけであります。

しかし過日職員ベースアップをのぞきまして本年度におきます普通交付税の交付額が確定いたしまして、尚基地交付金におきまして一応交付額の決定を見ましたので、これらの差額の余裕財源四百六十六万円を一般財源とい長しまして特に緊急を要します。事業費の一部統計千四百六十六万円をとりまとめましてここに今年度十二回目の補正予算案として御提出いたしました次第であります。



具体的に御説明を申し上げますと、まず、歳入の面におきましては、公債の国有提供施設等所収市町村助成交付金、基地交付金といたしまして、六千四百円を追加するものであります。合計しまして、基地交付金は千七百四十万四千円に相なつていき、すが、これは一応の内示額であります。

前年度は千七百六十四万交付されており、この内示額に、よりますと、本年度は四千三百円だけ減るということに相なるわけであります。が、その要因をたどつてみますと、国有財産は、国有財産法の規定によりまして、五年に一回再調査することに相なつておるものであります。

今年が再調査する年であります。ただ都におきましては、非常にうるさく大蔵省の方へかりあひまして、毎年、内々で調査を一部評価がえして、えらうつてゐるような実状があるのです。

こうした五年に一度の再評価による国有財産法に定める再評

価の時期になります。と他の府縣では、五年間据置のものがなくなつてしまふという現象が起きてしまつておるわけですが、都内の市町村は、毎年若干づつであげてえらうております。そのため、五年に一回の再評価の時期に、それほどのあかりを見なかつた。このことによりまして、結局全国的に十億の財産を、各市町村の基地関係の国有財産の資産の総額に、按分して、分けるやうなしくみになつております。ために、非常に本年度は、他の市町村の市町村が五年に一度のチャンスであかります。ために、ここで都内の市町村が、値をするという結果に相なつてしまつておるものであります。

この市町村が非常に心配しまして、自治省、大蔵省と関係官庁に、数回にわたりまして、強く、福生町の事情を訴へまして、なんとかして、これというものを要望しておるわけでございまして、あるいは前年度並けのものがえらうるか、どうか、何れにしても、これ以上えらうとすれば、それはえ